

(別紙)

令和7年度 産地発展促進事業 募集案内

募集期間：自 令和7年3月26日(水)

至 令和7年4月25日(金)

※予算残額がある場合、毎月20日を〆切とし、令和7年11月20日まで募集を継続

事業に関する要綱・要領、様式等は、宮城県園芸推進課の下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/sanchihatten.html>

1 事業の目的

みやぎ園芸特産振興戦略プラン(令和3年3月策定)で定める県戦略品目(園芸品目に限る)等の産地発展に向け、県内の農業団体等が行う産出額の拡大に寄与する装置・機械・施設の整備、産地強化の体制整備、販売促進に向けた取組及び種苗の導入等を支援するもの。

2 事業内容(下線部は前年度からの変更点)

	①整備事業	②推進事業	③種苗費支援事業
補助対象	事業計画の達成に必要なと認めた装置、機械、施設等の導入及びその経費	事業計画の達成に必要なと認めた体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費	園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗の導入 ※面積が減少する園芸品目がある場合は、減少面積を差し引いた面積を補助対象面積とする。 ※令和7年4月1日から令和8年3月15日までの間に納品・支払いされるものが対象。 <u>※園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目(畑わさび等)は対象とする</u> ※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象。 ※農業協同組合等が事業実施主体となり、生産者の園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象。
補助率	1 / 2 以内	定額	<u>1 / 3 以内</u>
補助上限	<u>6, 0 0 0 千円</u>	5 0 0 千円	<u>1 生産者・1 品目当たり 5 0 0 千円</u>
事業対象者	宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織、その他の営農集団		宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織、その他の営農集団、農業法人
補助要件	(1) 県戦略品目(園芸品目に限る)の産地発展に寄与する取組であること (2) 市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること (3) 対象品目について、補助事業年度を含む3年間の「作付面積」、「10アール当たり収量」及び「販売額」の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで補助事業の前年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること		(1) 園芸産地の発展に向けた取組であること (2) 市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること (3) 対象品目について、補助事業年度を含む3年間の作付面積、10アール当たり収量、販売額の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで補助事業の前年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること (4) 補助事業の活用により、露地園芸品目の場合10アール以上の面積拡大、施設園芸品目の場合5アール以上の面積拡大、いちご多収性品種「にこにこベリー」への品種転換の場合5アール以上の品種転換が見込まれること
事業期間	交付決定日から令和8年3月15日まで		令和7年4月1日から令和8年3月15日まで
予算額	9, 0 0 0 千円(令和7年5月13日時点の予算残額7, 3 8 1 千円)		

3 応募の流れ

(1) 事業実施計画書の提出

所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部に必要書類を提出。

県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部は書類の内容を確認し、県農政部園芸推進課へ必要書類を進達する。

(2) 審査会

県で審査会を開催し、事業実施計画書を審査し、事業採択者を決定する。

必要に応じて、県は応募事業者へのヒアリングを行う。

【審査事項】

①事業目的及び計画の妥当性

イ 計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。

ロ 目標達成の施設・機械等の整備計画が適切であること。

ハ 計画が長期にわたり継続可能な内容であること。

②事業内容及び効果の妥当性

園芸産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。

③その他必要と認められる事項

4 応募に必要な書類

(1) 計画承認申請書（産地発展促進事業実施要領 別記様式第1号）

(2) 事業計画書（産地発展促進事業費補助金交付要綱 別紙1）

(3) 事業実施主体が集落営農組織の場合にあっては、農業生産法人化計画の写し、その他の営農集団の場合にあっては、当該団体の組織及び運営に関する規約の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

5 問合せ先

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0228-22-2268	FAX0228-22-6144
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0220-22-3535	FAX0220-22-7522
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
農政部園芸推進課園芸振興班	TEL022-211-2843	FAX022-211-2849